

## 現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて

現場代理人の兼任に関する取扱いについて（平成28年6月27日  
理事長決裁）の全部改正（令和7年7月30日理事長決裁）

この取扱いは、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に基づき受注者が工事現場に設置（配置）する者等の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を踏まえた具体的な運用基準並びに事務手続等を定めることを目的とする。

### 記

#### 第1 用語

この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **公社** 一般財団法人札幌市住宅管理公社をいう。
- (2) **法** 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (3) **政令** 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）をいう。
- (4) **省令** 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）をいう。
- (5) **建設工事** 法別表第1の上欄に掲げる土木建築に関する工事をいう。
- (6) **建設業者** 法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (7) **受注者** 公社の契約の相手方（公社から直接建設工事を請け負った建設業者）をいう。
- (8) **発注者** 法第2条第5項に規定する発注者で、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (9) **公社発注工事** 公社が発注者となる建設工事のうち、約款により契約締結するものをいう。
- (10) **下請契約** 法第2条第4項に規定する下請契約（建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約）をいう。
- (11) **元請負人** 法第2条第5項に規定する元請負人（それぞれの下請契約における注文者で建設業者であるもの）をいう。
- (12) **下請負人** 法第2条第5項に規定する下請負人（それぞれの下請契約における請負人）をいう。
- (13) **監督員** 約款第9条第2項に規定する権限を有する者（監督員を置かないときは公社。以下同じ。）をいう。
- (14) **契約工期** 建設工事の着手日からしゅん功日までをいう。
- (15) **常駐** 現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることをいう。

- (16) **専任** 他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。
- (17) **直接的雇用関係** 労働者（マニュアルに定める特例を除き、在籍出向者及び派遣社員を除く。）と所属建設業者との間における第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）をいう。
- (18) **恒常的雇用関係** 一定の期間にわたり所属建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されている労働者（マニュアルに定める特例を除き、在籍出向者及び派遣社員を除く。）と当該建設業者との間における3か月以上の雇用関係をいう。なお、公社発注工事における当該雇用関係に係る期間は、別段の定めがある場合を除き、入札（見積）書提出期限を基準日とし、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）が適用されているときは、その雇用期間にかかわらず常時雇用されている（恒常的雇用関係にある）ものとみなす。
- (19) **直接的かつ恒常的な雇用関係** 直接的雇用関係かつ恒常的雇用関係をいう。
- (20) **主任技術者** 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (21) **監理技術者** 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (22) **特例監理技術者** 法第26条第3項第2号に規定する監理技術者をいう。
- (23) **監理技術者補佐** 法第26条第3項第2号の規定により、監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として工事現場ごとに置かれる専任の者をいう。
- (24) **監理技術者等** 主任技術者、（特例）監理技術者又は監理技術者補佐をいう。
- (25) **営業所技術者** 法第7条第2号の規定により営業所ごとに置かれる専任の者（主任技術者になり得るもの）をいう。
- (26) **特定営業所技術者** 法第15条第2号の規定により営業所ごとに置かれる専任の者（主任技術者又は監理技術者になり得るもの）をいう。
- (27) **営業所技術者等** 営業所技術者及び特定営業所技術者をいう。
- (28) **経營業務管理責任者** 一般建設業にあつては法第7条第1号、特定建設業にあつては法第15条第1号で定める経營業務の管理責任者（受注者の常勤役員等）をいう。
- (29) **現場代理人** 公社発注工事の契約工期中、受注者に代わって工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、当該工事の施工及び契約関係事務について受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により除外される権限を除く。）を行使することができる者で、次のア又はイに掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。なお、いずれの要件においても営業所技術者等及び経營業務管理責任者が現場代理人を兼ねることはできない。
- ア 受注者に雇用される労働者（受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が存在するものに限る。）
- イ 受注者の常勤役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）
- (30) **代理人連絡員** この取扱いに基づき複数の公社発注工事を兼任する現場代理人

が工事現場を離れる際、監督員と常に連絡を取れるよう、あらかじめ定めてそれぞれの工事に配置する受注者の社員（在籍出向者及び派遣社員を含む。）又は役員（非常勤を含む。）をいう。

- (31) **専任特例** 法第26条3項ただし書により、主任技術者又は監理技術者の専任での配置義務を緩和することをいう。
- (32) **専任特例1号** 法第26条第3項第1号の規定を適用することによる主任技術者又は監理技術者の専任配置義務の緩和をいう。
- (33) **専任特例2号** 法第26条第3項第2号の規定を適用する（工事現場ごとに専任の監理技術者補佐を配置する）ことによる監理技術者の専任配置義務の緩和をいう。
- (34) **一式工事** 建設工事のうち、土木一式工事及び建築一式工事をいう。
- (35) **専門工事** 建設工事のうち、一式工事以外の工事をいう。
- (36) **専門技術者** 主任技術者又は監理技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者（専門工事の主任技術者になることができるもの）をいう。
- (37) **技術者連絡員** 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずることを目的として受注者の責任により工事現場に配置する者で、次のア及びイの区分に従い、当該区分において掲げる要件を満たすものをいう。なお、配置する者と受注者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係の存在は必要とせず、同一の者が複数の公社発注工事の技術者連絡員を兼任すること及び1件の公社発注工事に複数の技術者連絡員を配置することを妨げない（常駐及び専任は要さない）。
  - ア 一式工事 省令第17条の2第1項第3号に規定する1年以上の実務経験（主任技術者の実務経験として認められるもので、当該建設工事と同業種の建設工事に関するものに限る。）を有すること。
  - イ 専門工事 監理技術者等が遠隔から指示するにあたり、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助（事故等対応を含む。）を行うことが可能なこと。
- (38) **常駐（専任）を要しない期間** 公社発注工事について現場代理人の工事現場への常駐（監理技術者等については専任）を要しない期間で、工事が次のア～エに掲げる期間のいずれかにあるものをいう。
  - ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
  - イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
  - エ 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（公社の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む。）も常駐（専任）を要しない）。
- (39) **密接な関連のある二以上の工事** 政令第27条第2項が適用される建設工事で、当該工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるもの又は施工に

あたり相互に調整を要するもの（資材の調達を一括で行う場合や当該工事の相当の部分と同一の下請負人で施工する場合等を含む。）をいう。

(40) **近接した場所** 政令第27条第2項に規定する「近接した場所」と公社がみなす場所で、次のア又はイのいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 札幌市内に所在する場所相互間

イ 直線距離で10km程度の間隔にある場所相互間

(41) **余裕期間を設定した公社発注工事** 工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間（余裕期間）を設定した公社発注工事をいう。なお、設定にあたっては、公告又は指名（見積）通知書等にその旨をあらかじめ明示するものとし、契約締結日から工事開始日の前日までは、工事開始日をもって契約工期の始期とみなすことにより、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。

## 第2 現場代理人

次の1に掲げる工事については、次の2に定める措置を受注者がとることにより、同一の者が現場代理人を兼任できる（当該工事の主任技術者又は監理技術者を兼務している場合を含む。）ものとし、兼任可能な工事の件数については、次の1に定めるところによる。

ただし、工事内容等により現場代理人の兼任を認められないと公社の施行担当課が判断した工事については、公告又は指名（見積）通知書等にあらかじめ明示することにより、兼任の対象工事としないことができる。

なお、公社発注工事が常駐を要しない期間にある場合は、現場代理人の常駐を要さず、常駐を要しない複数の公社発注工事を兼任できるものとし、余裕期間を設定した公社発注工事への現場代理人の配置については、「第1(41)」による。

### 1 兼任の対象とする工事及び兼任可能な工事の件数

(1) 1件当たりの当初請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満である公社発注工事 当該工事を3件まで兼任可能（設計変更等により工事途中において請負代金額が変更となる場合についても、特段の事情がない限り、兼任の継続を認めるが、専任を要する技術者を兼務する場合は、現場代理人の変更（「第5 1」）又は技術者の変更（「第3、第4及び第6」）を要する。）

(2) 次のア～エのいずれかに該当する（個々の工事の難易度、工事現場相互の条件等を踏まえ、上記(1)にかかわらず、特例的に兼任を認める）工事

ア 専任特例1号に該当し、同一の主任技術者又は監理技術者が管理する2件の公社発注工事 当該2件の工事に限り兼任可能

イ 同一の専任の主任技術者が管理することができる密接な関連のある二以上の工事 当該二以上の工事に限り兼任可能

ウ 「第3 4」を適用し、同一の監理技術者等が管理する複数の建設工事 当該複数の工事に限り兼任可能

エ 上記(1)に掲げる公社発注工事と現場代理人の常駐を要しない期間にある公社発注工事 当該複数の工事に限り兼任可能（ただし、上記(1)に掲げる工事の兼任

は1件までとする。)

## 2 兼任に必要な措置

上記1により複数工事の現場代理人を兼任させる場合、受注者は次の(1)及び(2)の措置をとらなければならない。

### (1) 連絡体制の確保

公社発注工事に関し、次のア又はイのいずれかにより連絡体制を確保すること。

ア 監督員と常に連絡を取れるよう、あらかじめそれぞれの工事に代理人連絡員を定め、現場代理人が工事現場を離れる場合は、代理人連絡員を工事現場に配置すること。

イ 携帯電話等により現場代理人との連絡体制を確保し、その体制について監督員の承諾を得ること。

### (2) 兼任の手続

兼任させようとする公社発注工事のそれぞれの監督員に事前に連絡をしたうえで、『現場代理人の兼任届』(様式1)を工事の件数に応じて作成し、それぞれの監督員に提出すること。

## 第3 受注者が配置する監理技術者等

1件当たりの請負代金額(設計変更等により工事途中において請負代金額が変更となった場合は、変更後の直近請負代金額が4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円))以上となる公社発注工事の場合、受注者が当該工事の契約工期において工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者については、工事現場ごとに専任の者であることを原則とする。

ただし、次の1～5に掲げるいずれかの要件を満たすときは、主任技術者又は監理技術者の兼任が可能な工事とし、公社発注工事の受注者は『監理技術者等の兼任届』(様式2)を監督員に提出し、公社は『監理技術者等兼任承諾通知書』(様式3)の交付をもって承諾することにより、相互に兼任期間等を明確にしたうえで、兼任を認めることができる。なお、同一の主任技術者又は監理技術者が「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任特例2号を活用した工事現場」を兼任(兼務)することはできないことに留意すること。

また、「第1(38)イ」に掲げる期間に限っては、他の公社発注工事(専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者等として従事することができるが、その際、当該工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、監督員の承諾を得る必要がある。

### 1 専任特例1号に該当するとき

兼任する公社発注工事が次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たすとき、主任技術者又は監理技術者は専任を要する当該工事を兼任することができる。ただし、工事途中でいずれかを満たさなくなったときは、それ以降の兼任は認めない。

(1) 当該各工事の請負代金額(設計変更等により工事途中において請負代金額が変更となった場合は、変更後の直近請負代金額)が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。

(2) 当該各工事の工事現場間の片道の移動時間が概ね2時間以内であること。

- (3) 下請契約の次数が3を超えていないこと。
- (4) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための技術者連絡員を当該各工事に配置していること。なお、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、技術者連絡員は当該工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有する者であること。
- (5) 各工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの）により確認するための措置を講じていること。
- (6) 当該各工事について『人員配置計画書』（様式4）を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼任（兼務）する工事の件数が、2件を超えないこと。

## 2 専任特例2号に該当するとき

監理技術者は、専任を要する公社発注工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置することで、専任を要する工事を2件まで兼任することができる。

受注者は、工期の当初において監理技術者及び監理技術者補佐を配置したときは、関係書類を添付し、『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書』に必要事項を記載したうえで監督員に提出し、公社に通知するものとする。

また、工期の途中において、監理技術者補佐を配置し監理技術者が工事を兼任するとき又は監理技術者補佐の配置を止めて監理技術者が専任するときは、「第5 4」で定めるところにより変更可能である。

専任特例2号により監理技術者が公社発注工事を兼任するとき、受注者は、『監理技術者等の兼任届』（様式2）を提出するほか、情報通信技術の活用方針や監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ監督員に説明し、理解を得るものとする。公社は、監理技術者が兼任しようとする公社発注工事が、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者）としての職務が適正に遂行できる範囲のものであることを確認できない場合を除き、工事兼任を承諾するものとする。

なお、上記の規定にかかわらず、工事規模、施工難易度等を考慮し、公社の施行担当課が、入札公告又は指名（見積）通知前の段階で、監理技術者の兼任が認められないと判断した公社発注工事については、入札公告又は指名（見積）通知等にその旨を明示し、兼任を認めない取扱いとする。

## 3 密接な関連のある二以上の工事を管理するとき

密接な関連のある二以上の工事にあつては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。ただし、本条項は専任の監理技術者については適用されない。

なお、当面の間、適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 密接な関連のある二以上の工事で、かつ、近接した場所において同一の元請（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者）が施工するとき。
- (2) 上記(1)の場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の適用に当たっては、各工事の発注者が、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう適切に判断することが必要であるため、公社以外の発注者が注文する建設工事が含まれているときは、公社以外の発注者との調整を要することに留意すること。

#### **4 工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であるとき**

契約工期の重複する複数の建設工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、かつ、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得たときは、これら複数の工事を一つの工事（工事現場）とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができ、前記3(1)～(3)までの特例との併用も可能である。

このとき、受注者は公社に対し、『監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾願』（様式5）を提出し、公社が『監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾通知書』（様式6）を交付することにより承諾するものとする。なお、公社以外の発注者が含まれているときは、この様式によらないことができる。

ただし、これら複数の建設工事の下請契約の請負代金額（設計変更等により工事途中において下請契約の請負代金額が変更となったときは、変更後の直近の下請契約の請負代金額）の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金額（設計変更等により工事途中において請負代金額が変更となったときは、変更後の請負代金額）の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となるときは、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

#### **5 余裕期間を設定した公社発注工事の余裕期間であるとき**

公社発注工事の余裕期間に、監理技術者等が他の建設工事に従事することは可能であり、公社への書類提出も不要とする。

### **第4 受注者の営業所技術者等**

次の1及び2に掲げる場合において、それぞれに定める要件を全て満たすとき、営業所技術者は主任技術者の職務を、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を兼務することができる。

この場合、受注者は、事前に監督員に説明したうえ『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書』に営業所技術者等であることを記載して、監督員に提出するものとする。

#### **1 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある公社発注工事の場合**

- (1) 兼務させる営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された

公社発注工事であること。

- (2) 兼務する工事現場の数は1件であること。
- (3) 「第3 1(1)~(7)」に掲げる要件（「第3 1(2)」にあつては、「当該各工事の工事現場」を「営業所と工事現場」と読み替える）を全て満たしていること。
- (4) 兼務させる営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

## 2 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない公社発注工事の場合

- (1) 兼務させる営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された公社発注工事であること。
- (2) 工事現場と営業所の間隔については、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に近接した場所であること。
- (3) 当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (4) 兼務させる営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

## 第5 受注者が設置する現場代理人及び技術者等の変更（配置、交代及び配置取り止め）

公社発注工事の契約工期途中における現場代理人及び技術者等の変更（配置、交代及び配置取り止め）は、次の1~5に掲げるところによる。

### 1 現場代理人の変更

工事現場の運営・取締りに支障がない範囲においてすることができ、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を監督員に提出し、現場代理人を変更（交代）するものとする。

### 2 代理人連絡員の変更

現場代理人との連絡その他必要な措置を講ずるに際し支障が生じない範囲においてすることができ、受注者は、『現場代理人の兼任届』（様式1）を監督員に提出し、代理人連絡員を変更（配置、交代及び配置取り止め）するものとする。

### 3 大幅な設計変更等による主任技術者から監理技術者への変更

当初、主任技術者を配置した公社発注工事において、大幅な設計変更等により、工事途中で下請契約の請負代金額が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となった場合は、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を監督員に提出し、当該主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。

なお、設計変更等があらかじめ予想される場合には、工事施工当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置するとともに、専任特例2号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を配置しなければならないことに留意すること。

### 4 監理技術者等の変更

次の(1)~(4)に掲げる事由のいずれかに該当する場合に認めるものとし、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を監督員

に提出し、監理技術者等を変更（交代）するものとする。

ただし、いずれの場合にあっても、入札の公平性、工事の継続性及び品質確保等の観点から、原則として交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されることを条件とする。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられようように留意すること。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合

## 5 技術者連絡員の変更

主任技術者及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるに際し支障が生じない範囲においてすることができ、受注者は、『人員配置計画書』（様式4）を監督員に提出し、技術者連絡員を変更（配置、交代及び配置取り止め）するものとする。

## 第6 共同企業体における監理技術者等の配置

受注者が共同企業体である公社発注工事における監理技術者等の配置については、マニュアルによるものとするが、主任技術者の兼任の取扱いについては、「一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要綱（平成27年3月24日制定）」第7条第1項第3号ただし書の規定によることができるものとする。

## 第7 下請負人が選任する主任技術者

下請工事については、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、下請負人が選任する主任技術者の取扱いについては、次の1及び2による。

### 1 工事現場への専任を要しない期間

公社発注工事に係る下請工事については、当該工事が実際に施工されていない期間中、下請負人が選任する主任技術者の当該工事現場への専任は要しない。

### 2 他の公社発注工事への従事

公社発注工事の下請負人が選任する主任技術者が、新たに別の公社発注工事に係る下請工事の専任の主任技術者として従事しようとするときは、双方の公社発注工事に係る下請工事の全ての元請負人（当該下請工事の下請負人より下請次数が下位となるものを除く。）が同一の者で構成され、かつ、それらの者全てと公社が承諾したときに限り可能である。なお、承諾については、元の公社発注工事が実際に施工されていない（専任を要しない）期間内における災害等の非常時の対応方法を含むとともに、当該期間内に新たな公社発注工事が完了する場合に限る。

## 第8 その他

この取扱いに基づき常駐義務及び専任配置義務を緩和した結果、現場代理人及び監理技術者等の職務や連絡体制の確保に支障が生じる等、適切な施工の確保ができなくなったと判断される場合は、約款第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### **附 則**

- 1 この取扱いは令和7年8月1日以降に公告又は指名（見積）通知等する公社発注工事から適用する。
- 2 この取扱いの適用日前に公告又は指名（見積）通知等した公社発注工事については、決裁日以降、改正後の取扱いを適用することができるものとする。なお、改正前の取扱いに基づく公社への届出等及び監督員の承諾等は、受注者からの新たな届出等が行われるまでの間、引き続き効力を有する。

## 現場代理人の兼任届

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(住 所)

受注者(会社名)

(代表者職・氏名)

下記の公社発注工事について、現場代理人を兼任させたいので届け出ます。

記

## 1 兼任させる現場代理人

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

## 2 兼任する公社発注工事①

工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円
監督員氏名	保全部 課 [氏名]
代理人連絡員	[氏名] [連絡先]

## 3 兼任する公社発注工事② [注] ※印欄については、該当するものに☑

工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円
監督員氏名	保全部 課 [氏名]
代理人連絡員	[氏名] [連絡先]
公社以外の発注者の 建設工事との関連※	<input type="checkbox"/> 無 有 { <input type="checkbox"/> 密接な関連のある二以上の工事であるため <input type="checkbox"/> 建設工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であるため

## 4 兼任する公社発注工事③ [注] ※印欄については、該当するものに☑

工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円
監督員氏名	保全部 課 [氏名]
代理人連絡員	[氏名] [連絡先]
公社以外の発注者の 建設工事との関連※	<input type="checkbox"/> 無 有 { <input type="checkbox"/> 密接な関連のある二以上の工事であるため <input type="checkbox"/> 建設工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であるため

- ・ 本書を兼任する公社発注工事の件数に応じて作成し、それぞれの監督員に提出すること。
- ・ 代理人連絡員は、携帯電話等により連絡体制を確保し、監督員の承諾を得た場合は不要とする。
- ・ 代理人連絡員について変更が生じる場合は、監督員と協議すること。
- ・ 本書を提出せずに兼任させた場合、本書の内容に虚偽があった場合、兼任を認めた後に虚偽があった場合等は、契約上の信頼関係を損なう行為に該当するものとして一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の対象とする場合がある。
- ・ ※印欄で「有」に該当する場合、公社以外の各発注者から兼任について書面承諾を得て、その写しの添付が必要。

## 監理技術者等の兼任届

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(住 所)

受注者(会社名)

(代表者職・氏名)

下記のとおり、専任を要する監理技術者等を他の建設工事に従事させたいので届け出ます。

## 記

## 1 工事概要

発注者	一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円

## 2 他の建設工事に従事させる技術者(他の建設工事に従事している技術者)

技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 ※該当する区分に <input checked="" type="checkbox"/>
氏 名	

## 3 新たに従事する建設工事(既に従事している建設工事)

発注者	
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円

## 4 兼任期間・事由

兼任期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事由	<input type="checkbox"/> (1) 専任特例1号に該当するため <input type="checkbox"/> (2) 専任特例2号に該当するため <input type="checkbox"/> (3) 密接な関連のある二以上の工事を管理するため(主任技術者のみ適用) <input type="checkbox"/> (4) 建設工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であるため <input type="checkbox"/> (5) 工事現場への専任を要しない期間であるため <input type="checkbox"/> ア) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 <input type="checkbox"/> イ) 工事を全面的に一時中止している期間 [非常時の対応方法: _____] <input type="checkbox"/> ウ) 工場製作のみが行われている期間 <input type="checkbox"/> (6) 同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行うため
※該当する事由 に <input checked="" type="checkbox"/>	

※ 本書は、「1 工事概要」に記載した工事の監督員に提出すること。

※ 兼任事由が(4)で、公社以外の発注者の建設工事が含まれるときは、当該発注者から同一工事として取り扱うことについて、書面による承諾を得て、写しを添付すること。

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

一般財団法人札幌市住宅管理公社  
理事長

## 監理技術者等兼任承諾通知書

年 月 日に届出のありました監理技術者等の兼任について、次のとおり承諾しましたので通知します。

工事番号・工事名	第 号
兼任期間	年 月 日 ~ 年 月 日
技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者
氏名	

担当  
保全部〇〇課

※ 施行担当課から受注者へ通知すること。

※ 技術者区分欄は、該当する区分に☑を付すこと。

※ 施行担当課は、「監理技術者等の兼任届（添付書類を含む。）」及び「監理技術者等兼任承諾通知書」の写しを契約担当課へ提出すること。なお、兼任届に記載された事由が(4)の場合、同一工事としての取扱いを承諾する書類の写し（公社の場合、様式6。公社以外の発注者の承諾書類を含む。）も併せて提出すること。

## 人員配置計画書

年 月 日

対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者 又は 監理技術者	氏名				
	所属営業所名 <sup>※1</sup>				
	一日平均の 法定外労働時間	見込時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称				
	工事現場所在地				
	契約締結営業所	名称 <sup>※1</sup>			
		所在地 <sup>※1</sup>			
	工事内容 <sup>※2</sup>				
	請負代金額	金	円	※1億円未満(建築一式の場合2億円未満)	
	移動時間	時間	分	※1日で移動可能かつ片道概ね2時間以内	
	下請次数	※3次以内			
	工事現場の施工体制の 確認方法				
	情報通信機器				
	技術連絡員	氏名			
		所属会社			
実務経験 <small>※土木一式又は 建築一式の場合 に記載 ※合計が1年以上</small>		工事名称	期間		
			年 月	年 月	
	年 月	年 月			
	合計		年 月		

建設工事 2	工事名称				
	工事現場所在地				
	契約締結営業所	名称 <sup>※1</sup>			
		所在地 <sup>※1</sup>			
	工事内容 <sup>※2</sup>				
	請負代金額	金	円	※1億円未満(建築一式の場合2億円未満)	
	移動時間	時間	分	※1日で移動可能かつ片道概ね2時間以内	
	下請次数	※3次以内			
	工事現場の施工体制の 確認方法				
	情報通信機器				
	技術連絡員	氏名			
		所属会社			
実務経験 <small>※土木一式又は 建築一式の場合 に記載 ※合計が1年以上</small>		工事名称	期間		
			年 月	年 月	
	年 月	年 月			
	合計		年 月		

※1 営業所技術者の場合のみ記載

※2 建設業法別表第一上欄より選択

(備考) 上記の事項が、電子計算機に備え付けられたファイルまたは電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもってこの計画書の作成に代えることができる。

## 監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾願

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(住 所)

申請者 (会社名)

(代表者職・氏名)

下記の複数の建設工事は、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全体を同一の監理技術者等が掌握し技術上の管理を行うことが合理的であると考えられるため、同一工事として取り扱うことについて承諾願います。

記

### ○ 対象建設工事① (公社発注工事)

発注者	一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	金 円

### ○ 対象建設工事② (公社発注工事又は他の発注者の工事)

発注者	
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	金 円

#### 【記入方法及び提出先】

- (1) 「対象建設工事①」と「対象建設工事②」がともに公社発注工事である場合

各工事の監督員へ提出すること。

ただし、契約締結前の工事を含む場合は、当該工事の請負代金額については記載不要とし、入札(見積合せ)前に公社契約担当課へ提出(監督員へ提出するものを含む。)すること。

- (2) 「対象建設工事②」が他の発注者の工事である場合

「対象建設工事①」の監督員へ提出(「対象建設工事①」が契約締結前の工事である場合は、当該工事の請負代金額については記載不要とし、入札(見積合せ)前に公社契約担当課へ提出)すること。

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

一般財団法人札幌市住宅管理公社  
理事長

### 監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾通知書

年 月 日に依頼のありました下記の複数の建設工事を同一工事として取り扱うことについて、承諾しましたので通知します。

記

○ 対象建設工事①（公社発注工事）

発注者	一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	金 円

○ 対象建設工事②（公社発注工事又は他の発注者の工事）

発注者	
工事番号・工事名	第 号
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	金 円

(担当課)

保全部 ○○課